

地方調達におけるインボイス制度導入後の 事業者等が官に提出する請求書について

国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、消費税法（昭和63年法律第108号）第60条第6項により、課税売上げに対する消費税税額と課税仕入れ等に対する消費税額を同額にみなすこととされているため、一般会計については消費税の申告義務がありません。

一般会計により装備品等の調達を行っている防衛装備庁の地方調達においては、インボイス制度への対応の必要がないという整理のため、請求書も従来通りの様式でご提出いただく形で問題ございません。

以上、よろしくお願ひ致します。

令和5年9月26日

防衛装備庁 長官官房 会計官付 支出班